

## **[事案 27-294] 契約無効請求**

・平成 28 年 3 月 17 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

平成 25 年 7 月に証券会社を代理店として申立人が契約した個人年金保険について、その契約内容は合理性がないものであり、契約時において申立人には判断能力がなかったことを理由として、既払込保険料から受取済みの年金を除いた金額等の支払いを求めて、代理人弁護士から申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、診療情報提供書や主治医の説明書等を検討しても、契約時における申立人の判断能力を正確に認定することは困難であり、請求金額が高額であることも踏まえれば、より詳細に当時の申立人の状況を調査し、医学的な観点を基礎として慎重に判断することが必要と考えられることから、厳格な証拠調べ手続きをそなえている裁判所における訴訟手続きによることが適切と判断し、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。